

生食発0601第5号
令和3年6月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

製菓衛生師法における菓子製造業の考え方について

平成30年6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)により、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)が改正され、本日施行されたところです。

本改正は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の改正により営業許可制度の見直しが行われたことに伴い製菓衛生師法における菓子製造業の定義規定が改正されたものであり、これを踏まえた菓子製造業の考え方について下記のとおりお示いたしますので、これらについて十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 菓子製造業の範囲について

製菓衛生師法第2条に規定する「菓子製造業(菓子を製造する営業で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営むもの)」の範囲は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。)附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むものとする。

2 菓子製造業に従事した者であることの確認について

製菓衛生師試験の受験資格のうち菓子製造業に従事した者であることの確認に当たり、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の施設で従事している場合は、該当の施設の営業許可の内容からは菓子製造業を行っているかどうかの判断ができないことがあるが、従事証明書等に記載されている従業務の内容により菓子製造業務に従事していることが確認できれば菓子製造業に従事した者として認めて差し支えないものとする。